



# だいいい



## 結婚・子育て資金贈与専用口座

### 「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」制度のポイント

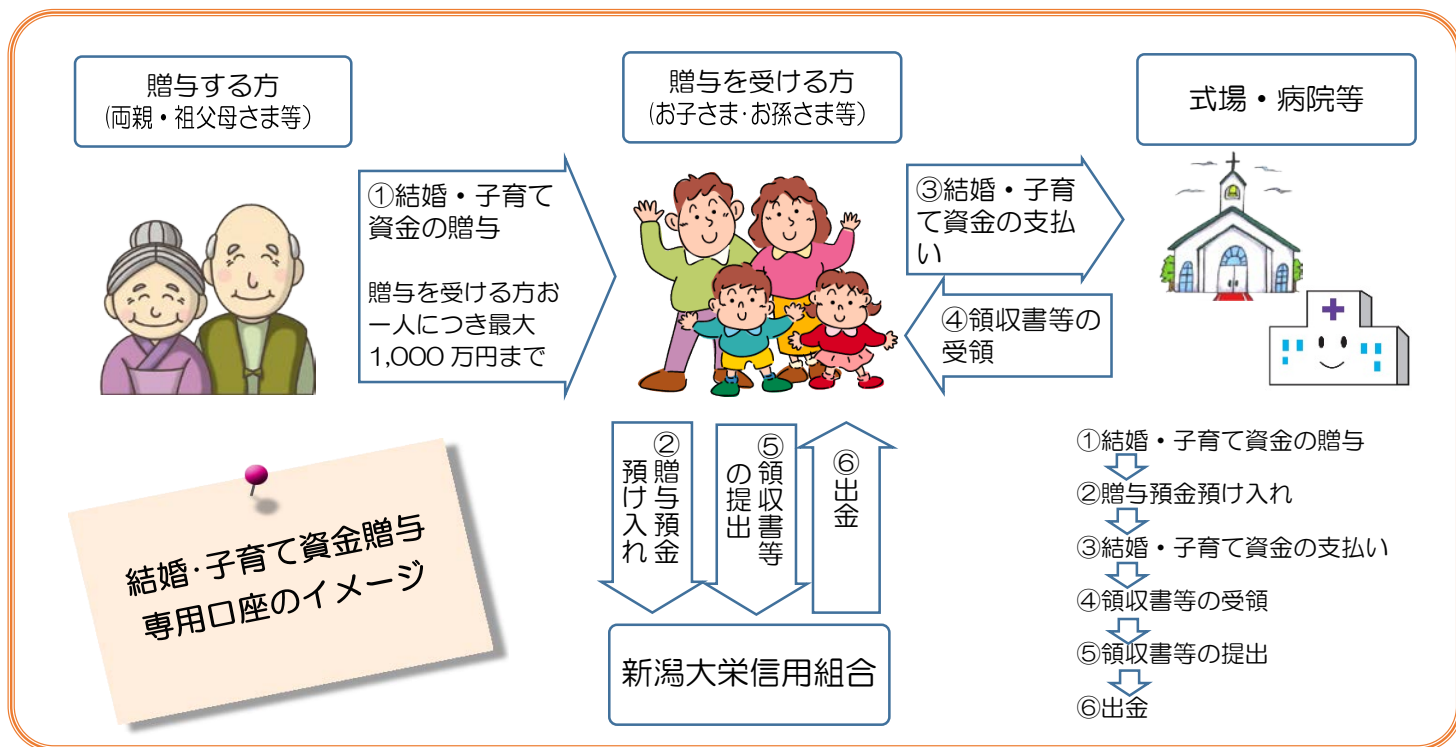
非課税対象は、**直系尊属からの贈与** ※直系尊属とは、贈与を受ける方の父母・祖父母・曾祖父母をいいます。

お預け入れは、**平成31年3月29日(金)まで**の贈与が対象です。

贈与を受ける方1人あたり**1,000万円まで非課税** ※300万円までは結婚関係の支払いに充てることができます

贈与を受ける方が、**20歳から50歳になるまでの結婚・子育て資金**が非課税の対象です。

結婚・子育て資金の支払いに充てたことがわかる**領収書等を提出**していただきます。



#### 非課税措置の対象となる結婚・子育て資金の範囲

結婚に際して支払う資金…婚礼(会場費、衣装代、飲食代、引出物代など)、家賃等(賃料、共益費、敷金、礼金など)、引越し(結婚を機に受贈者が新たな物件に転居するための引越費用)

妊娠、出産および育児に関する費用…不妊治療(人工授精、体外受精、顕微授精)、妊婦健診、出産(分べん費、入院費、新生児管理保育料、検査・薬剤費、処置・手当料、入院中の食事代など)、産後ケア、子の医療費(小学校就学前の受贈者の子に要した医療費、治療費、予防接種代、医薬品代など)、子の育児(小学校就学前の受贈者の子に要した育児費用、入園料、保育料、入園のための試験に係る検定料など)

※詳しくは内閣府ホームページにも掲載されていますのでご参照ください。

内閣府ホームページ <http://www8.cao.go.jp/shoushi/budget/zouyozei.html>



### 新潟大栄信用組合

<http://www.niigata-daiei.shinkumi.jp/>

平成28年4月1日現在

## ○商品概要

商品名	だいえい結婚・子育て資金贈与専用口座
ご利用いただける方	祖父母さま等の直系尊属の方と書面にて贈与契約を締結している 20歳以上 50歳未満のお客様
対象預金	普通預金 ※キャッシュカードは発行いたしません。 ※本預金はATM、口座振替でのお引出し及び振込でのお預入は、お取扱いいたしません。 ※口座振替等の自振設定はできません。 ※口座開設時に結婚・子育て資金管理特約を締結させていただきます。
お預入れ期限	平成31年3月29日(金)
お預入れ方法	贈与者と受贈者との間で贈与契約書を締結していただき、 締結後2ヶ月以内に贈与資金を口座開設店の窓口でお預入いただきます。
お預入れ金額	10万円以上(1円単位)
お預入れ限度額	1,000万円 ※利息はお預入れ限度額に含みません。
お預入れ時の留意点	1. 当預金は、贈与者さまと受贈者さまで締結した贈与契約に基づいた金額(非課税申告金額)と同額以外のお預入はできません。 2. 限度額以内で増額預入が必要な場合は、新たな贈与契約、非課税申告が必要となります。
お引出し方法	立替払い・振込払いの2種類です。 結婚・子育て資金の支払を証明する領収書等(原本)を口座開設店の窓口にご提出いただく必要があります。
払戻金額	1円以上、1円単位
利 息	普通預金の店頭表示利率を適用します。 ※課税方法 20.315%の源泉分離課税
手 数 料	管理手数料は無料です。

## ○口座開設のお手続きに必要なもの

項目	ご留意点
お孫さま等(受贈者)のご本人確認書類(原本)	保険証、運転免許証、旅券、住民基本台帳カード(顔写真付)、個人番号カード、等 ※20歳以上 50歳未満のお孫さま等がご利用いただけます。
マイナンバー記入のための書類(原本)	①個人番号カード ②通知カードまたは個人番号が記載された住民票の写し等 ②の書類をご提示いただく場合、「通知カード+運転免許証」または「通知カード+保険証及び住民票の写し」
お孫さま等のご印鑑	口座開設にあたり、お届けいただくご印鑑をご用意ください。
戸籍謄本・住民票謄本等(原本)	直系尊属からの贈与であることを確認させていただくため、祖父母さま等がお孫さま等の直系尊属であることが確認できる戸籍謄本等の原本(発行後6か月以内)をご提出いただきます。 ※戸籍謄本は、「筆頭者」の本籍地を管轄する「市役所」等にて取得できます。
贈与契約書(原本)	あらかじめ書面にて祖父母さま等とお孫さま等との間で贈与契約を締結していただき、贈与契約書の原本をご提示いただきます(写しをとらせていただき原本をお返しいたします)。 ※贈与契約日から2ヶ月以内に本預金にお預入れいただく必要がございますのでご注意ください。なお、贈与契約書の書式は店頭にご用意しております。
結婚・子育て資金非課税申告書等(原本)	「結婚・子育て資金非課税申告書」、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置に関する預金口座開設申込時のチェックシート」等の申込書類にご記入・ご捺印いただき、受贈者(お孫さま等)のご名義で口座を開設いたします。 口座開設時の入金額は、「贈与契約書」、「結婚・子育て資金非課税申告書」に記載された金額と同額とします。用紙は店頭にご用意しております。 「結婚・子育て資金非課税申告書」は、当組合より税務署に提出いたします。 ※非課税となる結婚・子育て資金の上限は1,000万円までとなりますが、結婚関係費用については上記1,000万円のうち最大300万円までとなります。詳しくは内閣府作成の「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について」をご参照ください。 ※内閣府ホームページ <a href="http://www8.cao.go.jp/shoushi/budget/zouyozei.html">http://www8.cao.go.jp/shoushi/budget/zouyozei.html</a>

※贈与を受ける方(おじさま・お孫さま等)が既に他の金融機関や当組合の他の店舗に「結婚・子育て資金非課税申告書」をご提出されている場合、本預金をご利用いただけません(ただし、既に結婚・子育て資金管理特約が終了している場合を除きます)。複数のご契約をされた場合、最初の一つを除き課税対象となりますのでご注意ください。